

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部 河川課 計画係
内線番号	5291

No.	項目	内容
①	処分名	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
②	法令名	河川法
③	法令番号	昭和39年法律第167号
④	根拠条項	第20条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第二十条</p> <p>河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。</p>
⑦	審査基準	<p>NO.1 審査基準のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「河川法第20条の規定に基づく承認工事等事務取扱要領」(昭和56年11月10日付け土木建築部長通知) ・「河川法第20条の規定に基づく承認工事等事務取扱要領」の運用について(昭和57年5月12日付け河港課長通知) ・「河川工作物設置許可基準(案)京都府」(平成3年4月版) ・河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)によること。 ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知) ・現況河川及び河川改修計画との整合性
⑧	経由機関名	各土木事務所又は大野ダム総合管理事務所
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から60日以内
	経由機関	30日以内
	協議機関	
	当該処分期間	30日以内
⑫	問合せ	建設交通部河川課(075-414-5291)、各土木事務所施設保全課、大野ダム総合管理事務所管理課
⑬	備考	